

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支 部 長 坂 本 忠 進

支 部 定 例 役 員 会 報 告

開催日時 令和5年11月1日(水)午後10時00分より

開催場所 和歌山県税理士会館「会議室」

出席者 24名 [正副支部長 6名 幹事 16名 監事 1名 理事 1名]
[会場出席 19名 Web出席 5名]

支部長報告

- ・ 会議出席等報告
 - 10/5 第1回支部連会長会、第2回支部長会
 - 10/14 和歌山県専門士業団体連絡協議会 親睦ゴルフ
 - 10/17 近畿税理士会 第2回60周年記念事業委員会
 - 10/26 近税正風会和歌山県支部 第49回定期総会
 - 10/27 (株)大阪税理士会館 第67回定時株主総会及び取締役会
 - 10/28 和歌山大学 経済学部 創立100周年記念式典及び祝賀会
- ・ 報告事項
 - 11/1 和歌山市資産税課 償却資産税について(別紙参照)

近畿税理士会 理事会報告

- ・ 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて(別紙参照)
- ・ プレプリント納付書の送付見直し後における納付書の送付について(別紙参照)

【審議・協議事項】

厚生委員会

- ・ 業務廃止見舞金の承認について～意義なく承認(支部慶弔規定第5条1項第2項該当)
- ・ 叙勲に伴う金品の贈呈について～意義なく承認(支部慶弔規定第6条該当)
- ・ 年末意見交換会開催について～12月8日(金)(於:ホテルグランヴィア和歌山)(別紙参照)

【報告事項】

総務委員会

- ・ 会員の異動について
 - ～新規会員：山本大輔先生
 - 退 会：田中康磨先生(死亡)、服部潔先生(業務廃止)
 - 令和5年10月25日現在 税理士会員 233名 税理士法人会員 23社

業務対策委員会

- ・ 研修会の実施について(会場参加型研修)
 - ～①日 時：令和5年12月8日(金) 午後3時～5時(別紙参照)
 - 場 所：ホテルグランヴィア和歌山
 - テーマ：相続税関係～令和5年度税制改正の概要と誤りやすい事例について～
 - 講 師：和歌山税務署 資産課税第2部門 真鍋 月彩 氏
 - 和歌山税務署 資産課税第1部門 上席 平野 信彦 氏
 - ②日 時：令和6年1月16日(火) 午後1時30分～4時30分(別紙参照)
 - 場 所：和歌山城ホール(大会議室)
 - テーマ：所得税の誤りやすい事例
 - 講 師：和歌山税務署 担当者
- ・ 会員の推薦について
 - ～和歌山県地球温暖化防止推進センター指定に係る選定委員会委員～1名推薦
- ・ 会議出席予定
 - ①11/14 近畿税理士会 令和5年度 支部研修担当者会議開催(web)～1名出席予定
 - ②11/27 近畿税理士会 令和5年度 支部情報システム担当者会議開催(web)～1名出席予定
 - ③12/1 近畿税理士会 令和5年度 支部業対担当者会議開催(web)～1名出席予定

広報委員会

- ・ 支部会報「五十五万」第57号(冬季号)原稿募集について
～投稿をお待ちしております

租税教育推進委員会

- ・ 会議出席報告
 - 10/18 近畿税理士会支部租税教育担当者会議(web)
 - ～本会が実施する租税教育事業について他

網紀監察委員会・ 会議出席報告
9/15 網紀監察事務連絡会議(web)～税理士業務の適正な運営の確保確保について他

- 税務支援対策委員会 ・ 会議等出席報告
- ①10/10 近畿税理士会 令和5年度 支部税対担当者会議(web)
～令和5年分所得税確定申告期における無料税務相談について他
 - ②10/17 一日合同行政相談所(総務省近畿管区行政評価局主催)
～相談者数および相談税目等について
 - ・ 会議出席予定
 - ①11/17 第26回よろず無料相談会(和歌山県専門士業団体連絡協議会主催)(別紙参照)
～相談員2名派遣予定
 - ②12/11,12 決算説明会(和歌山納税協会主催)～講師2名派遣予定
 - ・ 確定申告事業等への従事アンケートについて(別紙参照)
 - ・ 令和6年度「税務相談センター」相談員募集案内について(別紙参照)

11月の予定

日時	場所	内容	備考
6日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(田中佳則)	
8日(水)13:30～16:30	和歌山城ホール大会議室	研修会	
13日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(野志幸雄)	
17日(金)13:00～16:00	和歌山ビッグ愛	よろず無料相談会(小山琢志・玉置康仁)	和歌山県専門士業団体連絡協議会
20日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(岩見文章)	
22日(水)13:00～16:00	和歌山市役所2階	市民生活相談センター(青木俊典)	

12月の予定

日時	場所	内容	備考
4日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(玉置康仁)	
8日(金)13:00～	県・税理士会館	令和5年度第8回定例役員会	Web会議
8日(金)15:00～17:00	ホテルグランヴィア和歌山	研修会	
8日(金)17:15～	ホテルグランヴィア和歌山	年末意見交換会	
11日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(宮田幹夫)	
18日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(池田保孝)	
27日(水)13:00～16:00	和歌山市役所2階	市民生活相談センター(中西靖浩)	

1月の予定

日時	場所	内容	備考
5日(金)10:00～	県・税理士会館	令和5年度第9回定例役員会	Web会議
9日(火)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(中井秀行)	
15日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(岡野良平)	
16日(火)13:30～16:30	和歌山城ホール大会議室	研修会	
22日(月)13:00～16:00	県・税理士会館	税務相談センター(高岡利行)	
24日(水)13:00～16:00	和歌山市役所2階	市民生活相談センター(坂本忠進)	

和資第316号
令和5年11月1日
(2023年)

近畿税理士会
和歌山支部会員各位

和歌山市長 尾花正 啓



償却資産の申告について（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、償却資産の申告につきまして格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、貴事務所において関与されている事業所等の申告書について、混雑緩和のため令和6年1月20日頃までに提出いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

申告に際しては、所得税又は法人税に係る申告を考慮いただき、遺漏なきよう併せてお願い申し上げます。

なお、新規事業所以外の課税標準額が100万円未満の事業所に対しては、申告用紙の発送を省略し通知書を発送しておりますが、償却資産に増減がある場合は申告いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて

○ 実施時期の見直し

- ・ 「十分な周知期間が必要」とのご意見も踏まえ、現在から1年以上の周知期間を確保し、令和7年1月から実施します。

○ 丁寧な周知・広報

- ・ 納税者の方々に対しては、令和6年2月～3月の確定申告期も利用して、丁寧に周知・広報を行います。
- ・ 金融機関や関係行政機関に対して、改めて周知を行います。国税局や税務署からも、各金融機関等に対して丁寧に説明します。

○ 申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- ・ 申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認できます。確認手段につきましては、「別紙1」をご参照ください。
- ・ マイナンバーカードを保有していない方やe-Taxを利用していない方も含め、税務署の窓口においては、申告書等の閲覧サービスにより、提出された申告書等の原本を閲覧できます。今後、收受日付印も含め写真撮影を可能とする予定です。

○ 延納・物納申請

- ・ 延納・物納申請書については、イメージデータでe-Tax送信することにより、提出事実・提出年月日を確認できます。ただし、印鑑証明書などの原本は、別途郵送等による提出が必要になります。
- ・ 書面提出の場合は、国税局から納税者にお送りしている「徴収の引受通知書」又は「担当者のお知らせ」に、「申請書の收受日」と「担当の税理士にお知らせください」旨の記載を追加する予定です。ただし、この通知書等の送付は、提出から概ね2週間かかりますのでご注意ください。

○ 事務フロー（書面の申告書等）

- ・ 今回の見直し後、税務署等においては、收受窓口や郵送分の事務フローが簡素化され、文書紛失リスクの低減が見込まれます。
- ・ 事務フローのイメージにつきましては、「別紙2」をご参照ください。

（参考1）申請書等への「以前に提出した申告書等の提出年月日」の記載欄については、なくすことも含め、検討中です。

（参考2）e-Taxマイページについては、今後、税理士の方への利用拡大や表示情報の拡充を予定しています。

（参考3）当分の間の対応として、申告書等を窓口で提出された方が、その提出日付等を確認できる方法を検討中です。

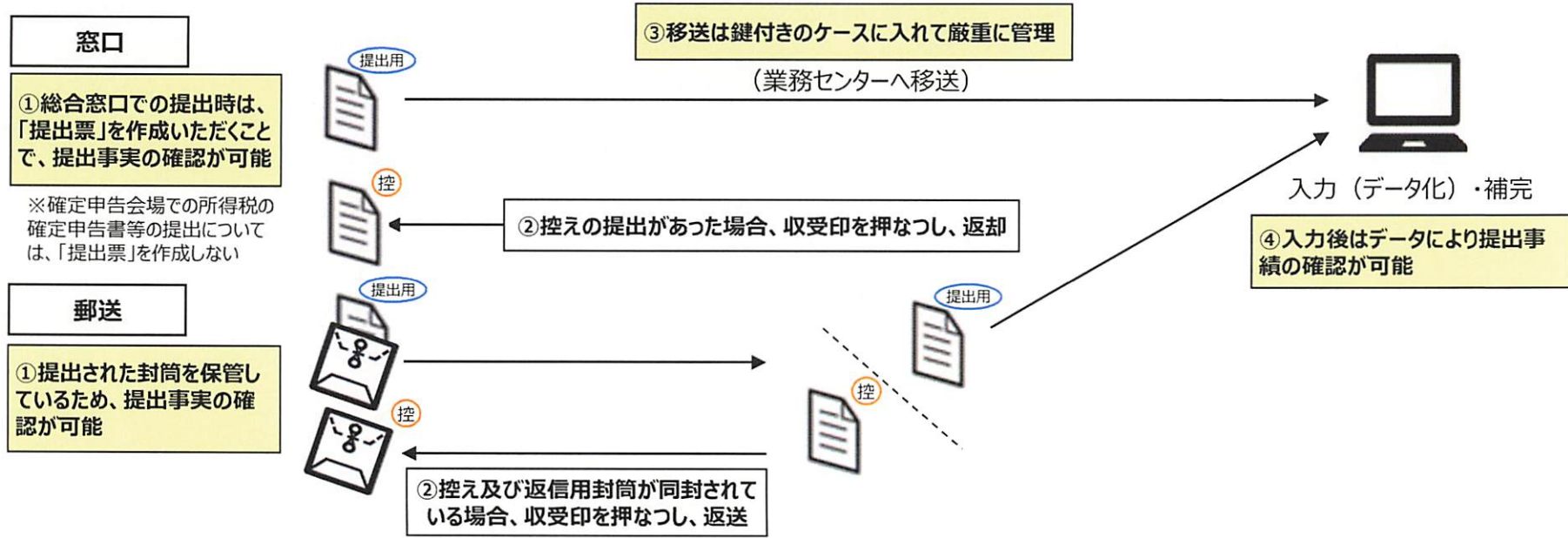
申告書等の提出事実等の確認方法

○ 申告書等の控えの收受日付印以外で、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

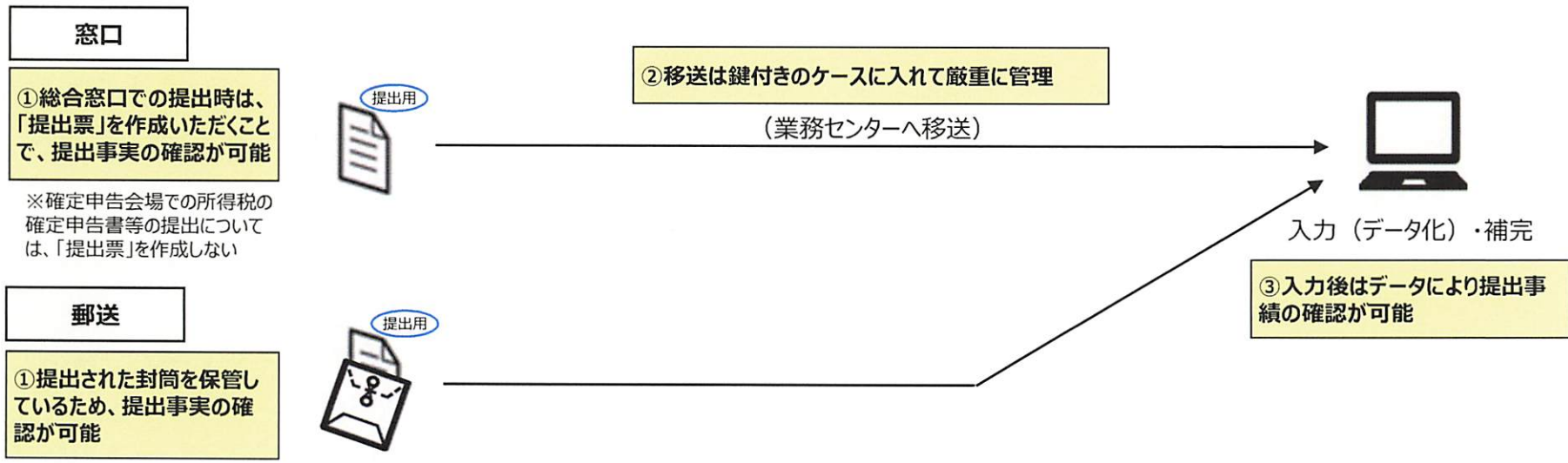
	確認方法
電子申告 (e-Tax)	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Tax受信通知 税理士による確認可 〔メッセージボックスの「受通知信」または「電子申請等証明書」により、申告書等の提出事実・提出年月日を確認（証明）することができます。〕
書面申告	<p>【提出事実・提出年月日を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告書等情報取得サービス 〔書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。〕 保有個人情報の開示請求 税理士等による代理請求可 ※代理人によるオンライン申請には対応しておりません。 〔写しの交付まで1か月程度かかります。 ※手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。 ※法人の申告書等には利用できません。〕 税務署での申告書等の閲覧サービス 税理士等による代理請求可 〔写真撮影をする際には、收受日付印を含めて撮影いただけるようにする予定です。〕 <p>【提出事実を確認可】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税証明書の交付請求 税理士等による代理請求可 〔※手数料は、税目ごと1年分1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。〕

○ 事務フロー（書面の申告書等）

現状



見直し後



※ 万が一、入力（データ化）の前に紛失等があった場合は、納付状況や他の証拠書類、税理士及び納税者からの聞き取りなどに基づき、提出の事実を確認

プレプリント納付書の送付見直し後における 納付書の送付について

- 令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しの結果、プレプリント納付書が送付されなくなる方で、納付書が必要な方につきましては、税務署にお問い合わせいただくことで希望者全員に送付させていただきます。
- お問い合わせに当たりましては、税理士又は納税者から、原則として、所轄の税務署あてにご連絡いただきますようお願いいたします。
(注) 所轄の税務署以外の税務署においても送付は可能ですが、金額欄が印字された納付書が必要な方、コンビニエンスストアでの納付をご希望される方は、所轄の税務署にお問い合わせいただくようお願いいたします。
- お問い合わせいただいた税務署においては、納付書が必要となる納税者の氏名や納付する税目・年分などをお伺いした上、必要な納付書を作成し、送付させていただきます。

令和5年11月1日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支 部 長 坂本 忠進
担当副支部長 西川 明伸

年末意見交換会開催のご案内

晩秋の候、会員の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は会務運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、恒例の年末意見交換会を、下記の通り開催致しますので、万障お繰り合わせの上、是非ご出席賜りますようご案内致します。

記

1. 日 時 令和5年12月8日（金） 午後5時15分より
2. 会 場 ホテルグランヴィア和歌山 6階「ルグラン」
和歌山市友田町5-18 TEL 073-425-3333
3. 会 費 5,000円
4. 申込期限 11月20日（月）下記①②③いずれかにてお申込みください
① <https://forms.office.com/r/r2bkkqucS0> へアクセス
② 右記QRコード読み込み
③ 下記FAX申込



なお、出席の取消は、前日の午前10時までにご連絡ください。それ以降のご欠席の場合は会費をいただきますので、ご了承ください。

連絡先：和歌山支部事務局（TEL073-426-3600）

和歌山支部 行 （FAX：073-424-1474）

令和5年12月8日（金）の

年末意見交換会に出席いたします

氏 名

登録番号

令和5年11月1日

会員各位

近畿税理士会和歌山支部
支部長 坂本 忠進
担当副支部長 藤原 光男

研修会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は会務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、下記の要領で研修会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、レジュメ等の準備もございますので、参加される方は必ず下記いずれかの方法でお申込み下さいますようお願いいたします。

① <https://forms.office.com/r/xiefwrpDdf> へアクセスにてお申込

② 右記 QR コードにてお申込

③ 下欄「受講申込書」にて FAX 申込



記

- ◆ 日 時 令和5年12月8日（金）午後3時～5時（受講認定時間2時間）
- ◆ 場 所 ホテルグランヴィア和歌山
- ◆ テ ー マ 相続税関係 ～令和5年度税制改正の概要と誤りやすい事例について～
- ◆ 講 師 ① 令和5年度税制改正の概要について（午後3時5分～35分）
和歌山税務署 資産課税第2部門 真鍋 月彩 氏
② 誤りやすい事例について（午後3時45分～5時）
和歌山税務署 資産課税第1部門 上席 平野 信彦 氏
- ◆ 対 象 者 和歌山支部会員（税理士会員本人のみ）
- ◆ 申込期限 令和5年12月1日（金）

研修受講カードは必ずご持参ください。

和歌山支部 行 （FAX：073-424-1474） 令和5年 月 日

研修会 受講申込書

税理士氏名		登録番号	
-------	--	------	--

令和5年11月1日

会員各位

近畿税理士会和歌山支部
支部長 坂本 忠進
担当副支部長 藤原 光男

研修会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は会務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、下記の要領で研修会を開催いたしますので、ご多忙のこととは存じますが、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、レジュメ等の準備もごさいますので、参加される方は必ず下記いずれかの方法でお申込み下さいますようお願いいたします。

① <https://forms.office.com/r/BtWnrt3Zcr> へアクセスにてお申込

② 右記 QR コードにてお申込



③ 下欄「受講申込書」にて FAX 申込

記

- ◆ 日 時 令和6年1月16日(火) 午後1時30分～4時30分(受講認定時間3時間)
- ◆ 場 所 和歌山城ホール(大会議室)
- ◆ テーマ 所得税の誤りやすい事例
- ◆ 講 師 和歌山税務署 担当官
- ◆ 対 象 者 和歌山支部会員(税理士会員本人のみ)
- ◆ 申込期限 令和6年1月9日(火)

研修受講カードは必ずご持参ください。

和歌山支部 行 (FAX: 073-424-1474) 令和 年 月 日

研修会 受講申込書

税理士氏名		登録番号	
-------	--	------	--

第26回

よろず 無料相談会

予約不要
先着順

令和5年11月17日(金)

午後1時～午後4時 (受付は午後1時～
午後3時30分)

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛1F(展示ホール)
和歌山市手平2丁目1-2

お気軽にご相談下さい

■ 法律相談 ■

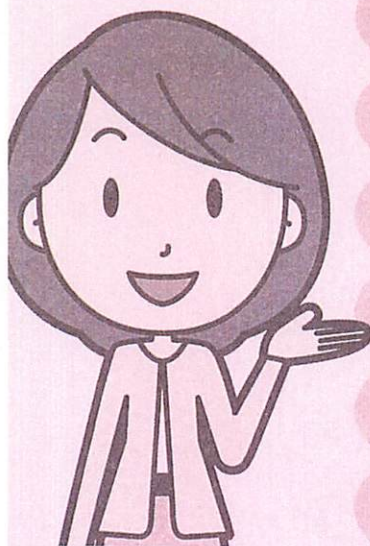
■ 不動産(登記・測量・鑑定) ■

■ 会計・税務 ■

■ 各種許認可・各種補助金 ■

■ 労務・社会保険・年金 ■

■ 経営相談 ■



主催 和歌山県専門士業団体連絡協議会

相談担当
(順不同)

和歌山弁護士会、和歌山県行政書士会、和歌山県社会保険労務士会
和歌山県司法書士会、近畿税理士会和歌山県支部連合会
和歌山県土地家屋調査士会、一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会
和歌山県中小企業診断協会、日本公認会計士協会近畿会和歌山地区会

後援 和歌山県・和歌山市・法テラス和歌山

※お問い合わせは、和歌山弁護士会 ☎(073)422-4580まで

令和5年11月吉日

会 員 各 位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂本忠進
担当副支部長 鶴島幸夫

令和5年分 所得税確定申告期における無料税務相談の実施について

拝啓 晩秋の候、会員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は支部活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当支部では、昨年度に引き続き、令和5年分所得税確定申告期に、税理士の社会公共的使命、納税者の利便性等を鑑み、和歌山納税協会等諸団体への協議派遣事業を実施する予定です。

なお、令和4年分所得税確定申告期において実施したオンライン相談につきましては、税務署との協議のうえ、令和5年分所得税確定申告期においては実施しないことになりました。

税務支援事業に関しては、近畿税理士会会則において、会員全員が従事して実施する旨が規定されています。

つきましては、税務支援事業の実施に際し、会員皆様のご都合等を確認いたしたく、別紙「令和5年分所得税確定申告相談従事回答書」を同封しておりますので、恐れ入りますが、回答書にご記入いただき、FAXにてご回答をお願い申し上げます。

前年度同様、新型コロナウイルス感染症防止対策に努めて参りますので、ご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご回答期限は、令和5年11月17日（金）とさせていただきます

敬具

【 ご参考：近畿税理士会会則抜粋 】

第61条（税務支援）

3. 税理士会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

4. 税理士会員は、本会から前項の従事の要請があったときは、病氣療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

税務支援対策部からのお知らせ

「税務支援従事義務免除申請書」の提出について 《 11月30日(木)までに所属支部へ 》

税理士業務の無償独占を背景に、税理士の社会公共的使命として、社会に対し自らの責任の当然の履行を保証する観点から、会則第61条第3項及び同第4項において、税務支援への従事義務について規定されています。

ただし、例外として、以下の事由により従事が困難な会員は、添付の「**税務支援従事義務免除申請書**」を所属支部に提出し、支部が承認した場合には、従事の免除を受けることができます。

- ・税務支援規則第12条、税務支援規程第9条の2～第9条の5 参照
- ・税務支援規程第20条に基づき、免除申請にかかる事務を支部へ委託しています。

なお、所属支部で別途提出期限の定めがある場合は、支部の提出期限に従ってください。

1. 免除事由（税務支援の実施に関する規則12条第1号～第4号）

- ① 負傷又は疾病により療養していること
- ② 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- ③ 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- ④ 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（親族等を対象とするものを含む）

※高齢であることのみをもって免除事由とはなりません。

※指定感染症等の感染リスクを理由とした申請は、免除事由には該当しません。

※税理士業務を行うことが停止されている者や本会会費免除者は、そもそも税理士業務を行うことができないため、免除事由から除外されています。

2. 免除申請及び添付書類について

同封の届出様式第1号「税務支援従事義務免除申請書」を切り取りのうえご使用ください。本会ホームページ（会員専用）>会務関連情報>税務支援に関する資料>「その他様式」にも掲載しています。

提出に際して、必ず免除の理由を証する書類を添付してください。（添付書類については、「税務支援従事義務免除申請書」の裏面を参照願います。）

3. 従事義務免除期間の設定

免除期間は、本会（支部）が承認した日からその日の属する事業年度末日（3月31日）までです。免除事由が翌事業年度においても継続する場合は、翌年度に改めて免除申請書を提出する必要があります。

（裏面に続く）

4. 免除申請書提出後について

提出された免除申請書は所属支部にて審査のうえ、免除が認められない場合のみ、支部から2ヶ月以内に連絡します。（支部で別途設定されている場合を除き、連絡のない場合は従事を免除されたものをご認識ください。）当該事務を支部に委託しているため、進捗状況につき本会にお問い合わせいただきましても回答いたしかねます。

5. その他留意事項

12月1日以降に免除事由が生じた場合は、期限に関わらず免除申請書を提出してください。従事当日の事故、急病等の場合は、口頭連絡のうえ、事後に免除申請書を提出してください。

6. 従事義務免除の取消

免除事由に該当しなくなったときは、所属支部へその旨を届け出てください。（届出様式「税務支援従事義務免除取消届出書」は本会ホームページ（会員専用）>会務関連情報>税務支援に関する資料>「その他様式」に掲載しています。）

○税務支援の実施に関する規則（抜粋）

（税務支援従事の免除）

第12条 本会は、税理士会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該税理士会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。（平27.6.22改正、令4.6.24改正）

- （1）負傷又は疾病により療養していること。（平27.6.22追加）
- （2）震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。（平27.6.22追加）
- （3）国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。（平27.6.22追加）
- （4）出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（親族等を対象とするものを含む。）。（平27.6.22追加、令4.6.24改正）

○税務支援に関する実施規程（抜粋）

（従事義務免除申請の手続）（平27.4.22追加）

第9条の2 税理士会員が、規則第12条に規定する従事義務の免除を受けようとするときは、所属支部を通じて本会に様式第1号により申請しなければならない。（平27.4.22追加、平27.9.24改正、令4.2.15改正）

2. 本会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認められる書類があるときは、当該税理士会員に提出を求めることができる。（平27.4.22追加、令4.2.15改正）

3. 前項の規定に基づき本会に提出された書類は、従事義務の免除の有無にかかわらず返却しない。（平27.4.22追加）

（申請書の審査及び通知）（平27.4.22追加）

第9条の3 本会の税務支援対策部長は、税理士会員から前条の規定に基づく申請があったときは、申請書受理後2月以内にこれを審査し、会長にその結果の承認を受けなければならない。（平27.4.22追加）

2. 会長は、前項の審査結果を承認したときは、その税理士会員の所属支部を通じて当該税理士会員にこれを通知するとともに、連合会に報告する。（平27.4.22追加、令4.2.15改正）

（従事義務免除期間）（平27.4.22追加）

第9条の4 規則第12条に規定する税務支援の従事義務の免除期間は、免除申請に基づき本会が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とする。（平27.4.22追加）

2. 従事義務の免除承認を受けた税理士会員は、免除期間の事業年度の翌事業年度においても、規則第12条各号のいずれかに該当するときは、引き続き従事義務の免除を受けることができる。この場合において、当該税理士会員は、新たに第9条の2第1項の規定に基づき申請しなければならない。（平27.4.22追加、令4.2.15改正）

（従事義務免除の取消）（平27.4.22追加）

第9条の5 従事義務の免除を受けた税理士会員が、規則第12条各号に該当しなくなったときは、当該税理士会員は所属する支部を通じて遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。（平27.4.22追加、令4.2.15改正）

2. 本会は、前項の届け出があったときは、従事義務の免を取り消すものとする。（平27.4.22追加、令4.2.15改正）

3. 本会は、従事義務の免除を受けた税理士会員が規則第12条各号に該当しないことが明らかになったときは、従事義務の免除を取り消すものとする（令4.2.15追加）

4. 本会は、前2項の取消をしたときは、その旨を連合会に報告する。（令4.2.15追加）

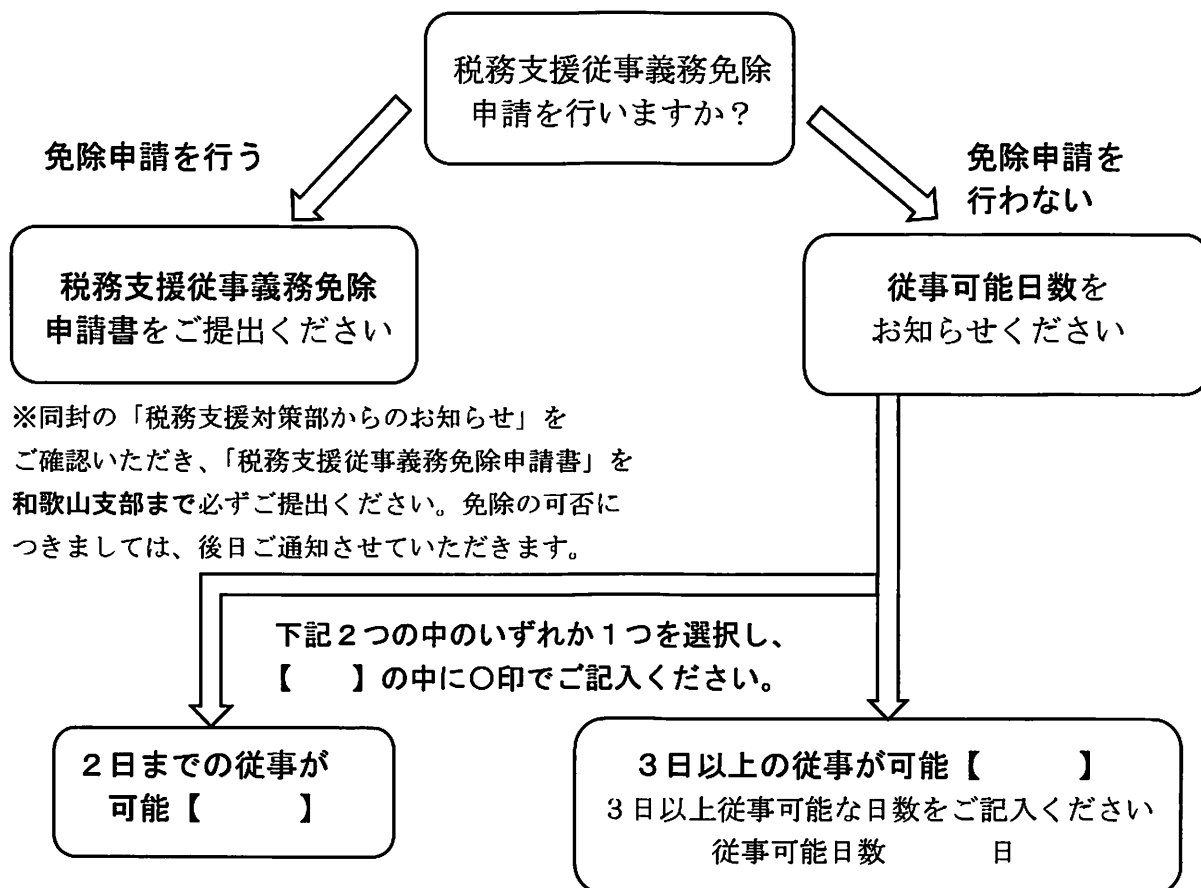
令和5年分 所得税確定申告相談 従事回答書

11月17日(金)までに必ずご回答ください。FAX: 073-424-1474

氏名 _____

登録番号 _____

※万一ご回答が無い場合は、従事していただけるものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめご了承ください。



※この2年間で納税協会・JAで従事された先生方は、以下の質問にもご回答をお願いいたします。「税務ID」と「仮暗証番号」の事前設定については、マニュアルをご参照のうえ、ご自身で設定が可能ですか？ 設定可能な場合は、以下の【 】に○印をご記入ください。

自身で設定可能【 】

※ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご意見等

近畿税理士会の「確定申告コールセンター」等の相談員に応募している方、または応募予定の方は、その旨をご意見等欄にご記入願います。

- (予定) 相談実施場所
- ① 和歌山商工会議所確定申告無料相談所
 - ② 和歌山納税協会確定申告税務相談
 - ③ JAわかやま自主申告部会確定申告相談

様式第1号 … 第9条の2 (税務支援従事義務免除申請書・表面)

5年 月 日

近畿税理士会 和歌山 支部

支部長 坂本忠進 様

税理士会員氏名 _____ (印)

登録番号 [_____]

税務支援従事義務免除申請書

私は、税務支援に関する実施規程第9条の2第1項に基づき税務支援従事義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、税務支援の実施に関する規則第12条各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を通知いたします。

記

1. 税務支援従事義務免除申請期間

5年 月 日 から 6年 3月 31日まで

(免除期間は、申請する事業年度末日までの間とする。規程第9条の4参照。)

2. 免除を受けようとする理由 (該当する理由に☑を記入してください。)

- 負傷又は疾病により療養しているため (規則第12条第1号該当)
- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によるため (規則第12条第2号該当)
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であるため (規則第12条第3号該当)
- 出産、育児、介護その他これらに類する事由によるため (親族等を対象とするものを含む。) (規則第12条第4号該当)

具体的理由の記載:

3. 添付書類 (規則第12条第 _____ 号 該当番号 _____ 『裏面参照』)

具体的添付書類名の記載:

【支部処理欄】

申請受理年月日	年 月 日
審 査 日	年 月 日 (申請書受理後2か月以内)
所 見	
従事免除の可否	可 ・ 否
会員への通知年月日	年 月 日

様式第1号 … 第9条の2（税務支援従事義務免除申請書・裏面）

税務支援従事義務免除申請書 添付書類一覧（税務支援規則第12条関係）

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当番号	①	医師の診断書又はそれに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当番号	①	り災証明書その他これに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当番号	①	議員であることを証する書類

4号	出産、育児、介護その他これらに類する事由によること（親族等を対象とするものを含む。）。		
該当番号	出産 育児	①	母子手帳の写し
		②	育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
		③	上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その他	④	介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書（介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書）
		⑤	上記④が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

<注意事項>

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。（規程第9条の2第2項）
- イ 提出された書類は、従事義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。（規程第9条の2第3項）
- ウ 免除を受けることができる期間は、本会（支部）が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とします。（規程第9条の4第1項）
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。（規程第9条の4第2項）

令和5年11月1日

会 員 各 位

近畿税理士会和歌山支部
支 部 長 坂本忠進
担当副支部長 鶴島幸夫

「税務相談センター」(令和6年4月～令和7年3月)相談員募集

和歌山支部では、税務支援の独自事業として、和歌山県税理士会館に「税務相談センター」を開設し、一般納税者(税理士関与先を除く)からの税務相談に応じております。

このたび、令和6年4月からの同センターの相談員を下記により募集いたします。

記

1. 開設日：毎月第1・第2・第3月曜日を原則とし、年間30回の開催予定
2. 従事時間：午後1時～午後4時
3. 会 場：和歌山県税理士会館「税務相談室」
4. 募集人員：30名
5. 従事期間：令和6年4月～令和7年3月(ただし、2月1日～3月15日を除く)
6. 相談謝金：8,470円(税込)
近畿税理士会より直接指定口座宛振込(従事日の翌月末払い)
支払調書は翌年1月に近畿税理士会から直接送付
7. 応募締切：11月17日(金)
8. 業務内容：口頭による一般的な相談
9. 相談方式：対面方式またはWeb会議システム(zoom)を利用した方式
※新型コロナウイルス感染症等の状況により中止または延期となる場合、およびWeb会議システム(zoom)対応可能な方は対面方式から変更していただく場合がございます
10. 申込方法：下記①②③いずれかにより応募願います。割当日については、決定次第連絡いたします。

① <https://forms.office.com/r/MPF7kFpxfc> へアクセス

② 右記QRコードを読み込み



③FAX 応募

「税務相談センター」相談員応募票(FAX :073-424-1474)

税務支援対策委員会 行

令和5年11月 日

Web会議システム(zoom)を利用した方式について(必ずどちらかに○をお願いします。)

可

不可

氏 名

登録番号